

北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書

中央と地方との格差が拡大している中、都市を多面的に支えている地方がこれ以上衰退しないためには、魅力あるまちづくりが必要であり、国と地方の適切な役割分担に基づいた生産基盤や社会生活基盤の整備が必要不可欠となっています。

広大な面積を有する北海道は、全国の4.4%の人口に過ぎず、地方自治体の財政力も脆弱となっています。また、冬期間は積雪寒冷の厳しい気象条件で、拠点都市間の距離も長く広域分散型の地域構造となっていることから、低密度な道路網の解消など道民生活の安定を図る上でも社会資本の整備の必要性が極めて高い状況にあります。

北海道開発は、北海道の地域資源や特性を活かしながら、明治の開拓史以降、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画により農業、港湾、漁港、道路、河川といった生産基盤・社会生活基盤に関わる公共事業全般について、北海道開発局により一体的、効果的に推進され、国家課題等の解決に多大な貢献をされ今日に至っています。

道民生活や地域経済を支える根源的な生産基盤・社会生活基盤に関する国の責任範囲である整備水準にあっては、それを補完する北海道庁の整備水準や役割は基本的に相違しており、今後、環境や資源などの国家課題等において、北海道の持つ可能性と果たすべき役割は極めて重要であり、ますます増大することが期待されます。

よって、政府においては、地方分権改革の推進における北海道開発に関連する国の機関のあり方等に関し、次の事項について強く要望します。

記

- 1 北海道開発に関係する国の機関のあり方については、これまでの北海道開発の経緯及び北海道の特殊性並びに北海道において国が果たすべき役割等を十分に踏まえた検討をすること。
- 2 道路整備等の社会生活基盤の整備に関する直轄事業は、受益が広域に及ぶこと、全国的なネットワークの中核を担うこと、大規模な投資や高度な技術を要すること等により、全国的な見地から実施することが必要な基礎的または広域的な事業に限定されているため、引き続き国が責任をもって実施すること。
- 3 一級河川の直轄管理区間は、国土保全上または国民経済上、特に重要度の高い区間が指定されており、河川の氾濫による影響及び河川整備の歴史的経緯等を踏まえ、引き続き国が責任をもって実施すること。
- 4 食料の安定供給の確保や国土保全等の多面的機能の発揮という国の責務を果たすため、全国的な見地から直轄による農業農村整備を着実に推進することが必要であり、引き続き国が責任をもって実施すること。
- 5 水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るという国の責務を果たすため、全国的な見地から直轄による水産基盤整備を着実に推進することが必要であり、引き続き国が責任をもって実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月18日

大空町議会議員 後藤 幸太郎